

第17章 WTOの紛争解決手続

「序論」において述べたとおり、本報告書は、貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための具体的方策としてWTOの紛争解決手続の活用的重要性を指摘してきている。これはWTOの紛争解決手続が、国際的に合意されたルールに基づき客観的な解決を図る手段として、国家間の経済紛争が不必要に長期化したり、政治化したりするのを避ける上で有効に機能しているためである。WTOの紛争解決手続における履行確保の実態及び原因に関する分析については、2018年版不公正貿易報告書359-365頁を参照ありたい。

1. WTO紛争解決手続の概要

(1) 紛争解決手続の対象となる紛争案件

DSU 1条1項は、同了解が適用される協定として、以下のとおり規定している。

- ①本了解の附属書1に掲げる協定の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争
- ②WTO設立協定及び本了解に基づく権利及び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決
上記規定に基づいて、具体的に適用される協定の代表的な例は下記のとおりである。
 - ・世界貿易機関を設立する協定
 - ・関税及び貿易に関する一般協定（GATT）
 - ・農業に関する協定
 - ・衛生植物検疫措置に関する協定（SPS）
 - ・貿易の技術的障害に関する協定（TBT）
 - ・貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）
 - ・1994年の関税及び貿易に関する一般協定6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）
 - ・補助金及び相殺措置に関する協定（SCM）
 - ・セーフガードに関する協定（SG）
 - ・サービスの貿易に関する一般協定（GATS）
 - ・知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS）
 - ・政府調達に関する協定（GPA）

(2) 協議

①DSU 4条協議

WTOの下における紛争解決手続について定めたDSUは、GATT 22条及び23条に定められた従来のGATTの紛争解決手続の基本原則を踏襲することを定めている（DSU 3条1項）。協議手続に関してもDSU 4条に規定が置かれており、申立てを受けた国は、これに対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のため適当な機会を与えなければならない（DSU 4条2）。また、協議においては、当該問題につき満足すべき調整を行うよう努めるべきとされている（DSU 4条5項）。

DSU上の協議要請は、協議要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を書面に示し、相手側に送付するとともに、WTOの紛争解決機関（DSB：Dispute Settlement Body）等に通報を行うことで成立する（DSU 4条4項）。要請を受けた相手国は、要請を受けた日の後10日以内に回答を行い、かつ、相互に満足すべ

き解決を得るため、原則として要請を受けた日の後 30 日以内に誠実に協議を始めなければならない（DSU 4 条 3 項）。

協議要請文書は当事国以外の WTO 加盟国にも配布され、当事国以外の加盟国のうち、当該案件に関心を有する国は、第三国として参加を要請することができる。被申立国が、第三国参加要請国の「実質的な貿易上の利害関係」に十分な理由があると認める場合には、当該第三国は協議に参加できるとされている（DSU 4 条 11 項）。

(3) 小委員会（パネル）手続

①パネル設置

WTO 紛争解決手続においては、被申立国が協議の要請を受けた日の後 60 日以内に協議によって紛争を解決することができない場合には、申立国は紛争解決機関（DSB: Dispute Settlement Body）に対し、文書で小委員会（パネル）の設置を要請できる（DSU 4 条 7 項、6 条 2 項）。パネル設置を要請する文書には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明記するとともに、申立ての法的根拠について簡潔な要約を記載する必要がある（DSU 6 条 2 項）。パネル設置要請文書の内容は、パネルの付託事項（terms of reference）を決定する効果があるので、極めて重要である。

DSB の意思決定は原則コンセンサス方式とされているものの、小委員会の設置（6 条 1 項）、小委員会及び上級委員会の報告の採択（16 条 4 項、17 条 14 項）、対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の承認（22 条 6 項）に関しては、DSB の会合に出席している加盟国のすべてが反対しない限り決定が行われる、いわゆる「ネガティブ・コンセンサス方式」が採用されている。小委員会の設置については、DSU 6 条 1 項に「小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において、小委員会を設置する」と規定されている。

被申立国は、パネルの設置に関して 1 回だけ拒否権を行使できることとなっており（DSU 6 条 1 項）、ほとんどの場合、1 回目のパネル設置要請については同意しない。このため、多くの場合、当該案件が議題として登録された 2 回目の DSB 会合においてパネルが設置されることとなる。

当該案件に実質的な利害関係を有するとして第三国参加を希望する加盟国は、パネル設置後 10 日以内に、その意思を表明する必要がある。

②パネル構成

パネルが設置された後は、パネリストの選任手続に進むことになる。パネリストの選任は、通常 WTO 事務局によるパネリスト指名の提案に基づいて行われる（DSU 8 条 6 項）。

一般的には、WTO 事務局が当事国を招集し、出身地域、職歴、専門性等、どのような条件のパネリストが望ましいか又は望ましくないかについて両当事国から聴取する。その後、事務局は、6 名程度のパネリスト候補者の名前と略歴が記されたリストを作成し、両当事国に対して提示する。紛争当事国及び第三国参加した国の国民は、紛争当事国が別段の合意を行った場合を除いて、パネリストを務めることはできないとされている（DSU 8 条 3 項）。

「紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない」（DSU 8 条 6 項）とされているものの、反対の理由がやむを得ないか否かについては緩やかに解釈されているため、事務局から数度にわたって候補者が提示されても双方から受け入れられない場合も多い。

パネル設置の後 20 日以内にパネリストについて合意がなされない場合、事務局長が当事国等と協議の後、パネリストを決定することとなっている（DSU 8 条 7 項）。

③意見書の提出

パネルが構成されると、パネリスト、事務局及び当事国が参加し、パネル手続の日程及び検討手続を確定するためのパネル組織会合が開催される。続いて、パネルの構成から 3 週間ないし 6 週間を経て、申立国は、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書をパネルに提出する。また、申立国の意見書受理後、2 週間ないし 3 週間を経て、被申立国は意見書をパネルに提出する（DSU 附属書 3 の 12）。意見書の構成について、DSU に特段の規定はな

いが、①序論、②背景となる事実、③手続的論点、④法的主張、⑤結論、の5つから構成されている例が多い。

意見書の公開については、「小委員会の審議及び小委員会に提出された文書は、秘密のものとして取り扱われる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない」（DSU 附属書3の3）と規定されており、当事国が自らの意見書を公開することは認められている。実際に、米国や EU は自国の意見書の多くを公開しているほか、我が国も自国の意見書の一部について、ウェブ上で公開している。

④パネル会合

パネル会合は通常 2 回行われる。パネル会合は、法廷のような特別の設備において行われるわけではなく、WTO 建物内の通常の会議室を用いて行われ、慣行により、他の WTO における会議と同様、原則、非公開とされている。パネル会合は通常、1～3 日間開催される。

第 1 回パネル会合は、被申立国からの意見書受理後 1～2 週間後に開催される（DSU 附属書Ⅲの 12）。第 1 回パネル会合は、はじめにパネル議長から会合の進め方について簡単な説明が行われ、続いて申立国、被申立国の順に提出した意見書についての口頭陳述が行われる。その後、パネルから当事国に対して質疑応答等が行われるほか、当事国間で質疑応答が行われる場合もある。次に第三国会合が開催され、第三国のステートメント、質疑応答の順で進行される。原則として第三国参加国が参加できるのは第三国会合のみであり、当事国会合には参加できない。

第 2 回パネル会合は、第 1 回パネル会合開催後、通常 2 か月から 3 か月後に開催される。第 2 回パネル会合では、主に第 1 回パネル会合における相手国の主張に対する反論が行われる。第 1 回パネル会合と異なり、第 2 回パネル会合の際に第三国会合は行われないほか、当事国間で特別な合意を行わない限り、第三国参加国は、意見書の提出も行うことができず、当事国が提出する意見書を入手することもできない。

⑤中間報告書

第 2 回パネル会合後、パネルから当事国へ中間報告書（秘密扱い）が送付される。中間報告書にはパネルによる事実認定及び結論が記述されており、当事国は、中間報告書において初めて自国の主張が認められたか否かについて知ることができる。中間報告書の内容について、当事国は技術的な部分について意見を提出し、修正を求めることができる。

⑥最終報告書

DSU において、パネルの構成及び付託事項について合意された日から最終報告書が当事国に送付されるまで「原則として 6 か月を超えない」とされている（DSU 12 条 8 項）。パネルが 6 か月以内に報告書を送付することができない場合には、送付するまでに要する期間の見込みとともに遅延の理由を書面により DSB に通報する（DSU 12 条 9 項）。案件が高度に技術的で事実認定が困難なものや、解釈の難しい法的論点が争点となっている等の事情により、パネルにおける審理期間が 6 か月を超える例が近年増加する傾向にある。

中間報告書が当事国により確認された後、通常はそれほど間を空けずに、最終報告書が、まず当事国に配布され（秘密扱い）、その後 WTO 公用語（英語、フランス語、スペイン語）への翻訳作業を経て加盟国に配布及び公開される。

パネル報告書は、結論部分にパネルの判断と問題とされた措置の是正に関する勧告が記載されている。この結論は DSB において「ネガティブ・コンセンサス方式」による採択に付され、法的な拘束力を持つ「勧告及び決定」（recommendation and rulings）となる。報告書の採択は、報告書の加盟国配布から 21 日目以降 60 日目までに行われる（DSU 16 条 1 項及び 16 条 4 項）。

(4) 上訴（上級委員会による検討）

当事国がパネル報告書の論旨に異議がある場合、当事国はパネルによる法的解釈の妥当性について上級委員会で改めて審理を行うよう要請することができる（DSU 17 条 4 項）。上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた、WTO 全加盟国を代表し得る常任の 7

人の委員で構成される委員会、案件ごとに3人の上級委員が担当する（DSU 17条1項、17条3項）。上級委員は、DSBにおける全加盟国のコンセンサスによって選任される。任期は4年であり、1回に限り再任されることができる（DSU 17条2項）。上訴通知（Notice of Appeal）は、遅くともパネル報告書が採択される予定のDSB会合開催前までに提出する必要があり、パネル報告書の採択が、報告書の加盟国配布から60日以内に行うよう義務づけられていることから、上訴も同60日以内に行うこととなる（DSU 16条4項）。

上級委員会への申立ては、パネル報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法的解釈に限定される（DSU 17条6項）、原則としてパネルが行った事実認定を争うことはできない。法的解釈と事実認定については、「特定の出来事がある時間及び空間において起きたかどうかの決定は典型的な事実問題である。しかしながら、所与の事実又は一連の事実が所与の条約の規定の要件に合致するかしらないかは、法的性格付けの問題であり、法的問題である」とする先例がある（EC—ホルモンケース（DS26）上級委員会報告書）。

上訴が行われると、上級委員会から手続日程が提示される。上級委員会手続には主な手続として、①上訴国意見書提出、②被上訴国・第三国参加国意見書提出、③上級委員会会合（口頭聴聞）、の3つがあり、①上訴国意見書提出は上訴通知日と同時、②被上訴国意見書提出は上訴通知日から18日以内、第三国参加国意見書提出は上訴通知日から21日以内、③上級委員会会合（口頭聴聞）は上訴通知日から30～45日以内となっている（上級委員会検討手続（WT/AB/WP/6）パラグラフ21、22、24、27）。なお、上級委員会手続における第三国参加については、パネル手続において第三国参加していたことが必要とされている（DSU 17条4項）。第三国参加国は、意見書の提出及び上級委員会会合への出席が認められる。

上級委員会会合では、原則として①上訴国、②被上訴国、③第三国参加国の順でそれぞれの主張を口頭で陳述する。続いて、上級委員より、当事国・第三国に対して質問が行われ、それに対して回答が求められる。質問は上級委員主導で行われ、当事国同士の質問は通常認められない。上級委員からの質疑応答が終了すると、通常、最後に、当事国・第三国に意見陳述の機会が与えられる。

上級委員会会合を経て、上級委員会は、上訴通知日から原則60日以内、遅くとも90日以内に上級委員会報告書を加盟国に配布する（DSU 17条5項）。なお、パネル手続と異なり、上級委員会手続においては中間報告書についての規定は存在しない。

(5) 報告書採択

パネル、又は上級委員会における検討の結果作成される報告書は、DSBによって採択される。パネル報告書の採択については、DSUにおいて「加盟国にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が加盟国に配布された日の後20日間は紛争解決機関により採択のために検討されてはならない」（DSU 16条1項）とされている一方、「加盟国への送付の後60日以内に紛争解決機関の会合において採択される」と規定されている（DSU 16条4項）。上級委員会報告書の採択については、DSUにおいて「加盟国への送付の後30日以内に採択する」とされており（DSU 17条14項）、パネル報告書とともにDSB会合で採択され、DSBの勧告及び決定となる。

(6) 勧告の実施

被申立国は、措置の是正を勧告する報告書が採択された日から30日以内に開催されるDSB会合で、報告書における勧告を履行する意思を表明することとされている（DSU 21条3項）。被申立国が報告書における勧告を速やかに実施することができない場合には、履行のための「妥当な期間」（A Reasonable Period of Time、RPT）が与えられることとなっている（DSU 21条3項）。「妥当な期間」は、当事国間で合意することも可能だが（DSU 21条3項(b)）、合意ができない場合には、期間を決定するための仲裁を求めることができる（DSU 21条3項(c)）。通常、当該案件を審理した上級委員から選任される仲裁人は、報告書採択から90日以内に、「妥当な期間」についての裁定を行うこととされている（DSU 21条3項(c)）。また、報告書における勧告を履行するのに必要な「妥当な期間」については、報告書採択から原則15か月を超えるべきではないとされている（DSU 21条3項(c)）。DSBは、報告書採択の後、勧告の実施を監視することとされており、関係加盟国は、一定期間経過後当該問題の解決まで、勧告の実施の進展につきDSB会合で定期的に報告を提出する（DSU 21条6項）。

パネル・上級委員会の勧告は、通常、「問題の措置を協定整合的に改めるよう」指示するとともに、具体的な履行方法までは示さないことが慣行となっているため、被申立国が履行のためにとった措置の有無やそのWTO協定整合性について、申立国と被申立国との間で意見の対立をみることも少なくない。この点、DSUは「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合」、履行確認のためのパネルを設置することを認めている（DSU 21条5項）。この履行確認パネルは、通常、当該案件の原パネルを担当したパネリストによって構成され、問題がパネルに付託された日から90日以内に報告を出すこととされている（DSU 21条5項）。履行確認パネルは、通常のパネル手続と異なり、パネル設置に先立って協議を行う必要はなく、パネル会合は通常1回しか開催されない。また、履行確認パネルは、履行の有無等について疑義がある場合、何回でも提起することが可能であるほか、DSU上に特段の規定はないものの、実際には上級委員会における審理も行われている。

(7) 譲許停止（対抗措置）

申立国は、自国の利益を侵害した相手国がパネル勧告を妥当な期間内に履行しない場合であって、当該相手国と代償について合意に至らない場合には、DSBの承認を得て譲許の停止等の対抗措置を実施することができる（DSU 22条2項）。具体的には、「妥当な期間」内に履行のための措置が実施されなかった場合や、履行確認パネル・上級委員会によって、被申立国が勧告を十分履行していないことが確定した場合、申立国はDSBに対して、被申立国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の停止（対抗措置）を申請することができる（DSU 22条2項）（過去の対抗措置承認申請の事例（抜粋）については図表II-17-2参照）。

ただし、対抗措置の承認にあたっては、対抗措置の分野・程度に関する原則が定められており、紛争分野（セクター）と同一の分野での措置を優先することや、「無効化・侵害」の程度と同等のものであること等が条件となっている（DSU 22条3項(a)、22条4項）。一方、同一分野での譲許その他の義務の停止ができない、あるいは効果的でないとする場合には、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みることができることとなっている（DSU 22条3項(b)）。さらに、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務を停止できない、あるいは効果的でなく、かつ、十分重大な事態が存在すると認める場合には、その他の協定に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる（DSU 22条3項(c)）。特に後者は、「クロス・リタリエーション」と呼ばれ、例えば、知的財産について規定しているTRIPS協定違反の措置に対抗して、GATTに係る関税の譲許を停止する対抗措置をとる例が挙げられる。このクロス・リタリエーションは、WTO紛争解決手続における特徴の1つとされており、WTO協定が、物品の貿易だけでなく、サービス貿易や知的財産権の貿易についても規律の対象とすることとなったことに伴って導入されたものである（ただし、その特則として政府調達協定20条3項は「クロス・リタリエーション」を禁止しており、同協定以外の協定に関する紛争によって政府調達協定の譲許その他の義務を停止することはできず、また、政府調達協定に関する紛争によって同協定以外の協定の譲許その他の義務を停止することはできないとされている。）。例えば、米国－綿花（DS267）ではクロス・リタリエーションによる対抗措置が承認されている（ただし、実際には未発動。）。

なお、承認申請された対抗措置の内容・程度について疑義のある場合、被申立国はその妥当性を判断するために仲裁を要請することができる（DSU 22条6項）。仲裁が行われた場合、仲裁の裁定が出された後に、その内容を踏まえて再度対抗措置の承認申請が行われ、DSBにおいてネガティブ・コンセンサス方式によって承認されることとなる（DSU 22条7項）。実際には、仲裁が要請された後、仲裁判断の発出に至らないまま、二国間での合意が形成されることにより紛争が終了する場合も多い。

2. DSU 改正交渉について

上記のとおり、WTOの紛争処理の実効性は、GATT時代のそれと比較して、格段に向上した。しかしながら、紛争案件の量的・質的拡大に伴うパネル・上級委の負担の増大や、DSUの手続面の不備など、DSU制定時には明らかでなかった問題点が表面化してきていることも事実である。これらの問題点について検討を行っているのが

DSUの改善と明確化に関する交渉（DSU改正交渉）である。

DSU改正交渉は、1994年のマラケシュ閣僚宣言に基づき、1997年よりDSUの条文改正を目指し、紛争解決機関（DSB）特別会合において交渉が開始された。とりわけドーハ閣僚会議の直前である2001年10月には、日本、カナダ等の14か国から、①シーケンス（履行確認パネルと譲許停止（対抗措置）の順序）の明確化、②紛争解決手続期間の短縮、③第三国の権限強化等を内容とする共同提案が一般理事会に対して提出された。

このようなDSU改正に関する活発な議論を背景に、シングルアンダーテイキング（一括受諾）の枠外としてではあるものの、DSU改正交渉がドーハ閣僚宣言に盛り込まれ、その交渉期限は2003年5月に設定された（ドーハ閣僚宣言パラグラフ30）。ドーハ閣僚宣言後、各国から多種多様な野心的提案が相次いだこともあり、期限である2003年5月までに交渉はまとまらず、2004年7月の一般理事会で採択された枠組み合意において、DSU改正交渉の継続が確認されている。この一般理事会以降、カナダ、ノルウェーを中心とした7か国による①シーケンス、②対抗措置の解除手続等に絞り込んだペーパーをたたき台とした議論が行われ、香港閣僚宣言において「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された（香港閣僚宣言パラグラフ34）。

その後もDSU改正交渉に関する議論は継続し、例えば、我が国とEUによる「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シーケンス（「紛争の敗訴国が紛争解決機関（DSB）の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること）」に関する共同提案、米国による「紛争解決手続の透明性の確保」（パネル審理や意見書の公開）、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル等7か国による「第三国参加権の拡大」に関する共同提案等が存在する。ただし、2026年現在、DSU改正交渉に関する議論は進んでおらず、また上級委員会も機能停止する事態となっている。上級委員会の機能停止を受けた紛争解決制度改革の動きについては、コラム「WTO上級委員会を巡る動向」を参照。

3. GATT/WTO 紛争解決手続の利用実態

旧GATT時代から、協議・小委員会手続を中心とする紛争解決手続は、時期により多少の違いはあるものの、比較的よく利用されてきた。パネル設置件数について見れば、1960年代には少なかったが、1970年代後半から急増している。その後1995年1月のWTO発足以来、WTOの紛争解決手続は一層頻繁に利用されている。

1995年のWTO発足から2026年3月末まで、WTO紛争解決手続の下で644件（協議要請数）の紛争案件が提起された（図表II-17-3参照）。

4. 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後）

(1) 我が国が申し立てた紛争案件

案件名	協議要請	パネル設置決定	報告書採択	結論
米国通商法301条に基づく一方的措置（自動車100%関税賦課等、DS6）	1995.5	—	—	二国間合意により終了（1995.7）（一方的措置の発動は回避）
ブラジル自動車政策（DS51）	1996.7	—	—	協議中断（ブラジルが事実上措置撤廃）
インドネシア自動車政策（DS55）（DS64）	1996.10	1997.6	1998.7 （パネル報告書採択）	我が国の主張容認

案件名	協議要請	パネル設置決定	報告書採択	結論
米国の地方政府の調達手続問題 (DS95)	1997.7	1998.10	—	パネル消滅 (2000.2) (米国内で違憲判決)
カナダの自動車政策に係る措置 (DS139)	1998.7	1999.2	2000.6 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
米国の1916年アンチ・ダンピング法 (DS162)	1999.2	1999.7	2000.9 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置 (DS184)	1999.11	2000.3	2001.8 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認 (履行期間を徒過しても未だ一部について履行が実施されていない)
米国1930年関税法改正条項 (バード修正条項、DS217)	2000.12	2001.9	2003.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認 (履行期間を徒過しても履行が実施されていない)
米国サンセット条項 (DS244)	2002.1	2002.5	2004.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認されず
米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置 (DS249)	2002.3	2002.6	2003.12 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322)	2004.11	2005.2	2007.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322) (履行確認パネル)	—	2008.4	2009.8 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
EUのIT製品の関税上の取扱い (DS376)	2008.5	2008.9	2010.8 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置 (DS412)	2010.9	2011.7	2013.5 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
中国のレアアース、タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置 (DS433)	2012.3	2012.7	2014.8 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
アルゼンチンの輸入制限措置 (DS445)	2012.8	2013.1	2015.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
中国の日本製高性能ステンレス継目	2012.12	2013.5	2015.10	我が国の主張容認

案件名	協議要請	パネル 設置決定	報告書採択	結論
無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置 (DS454)			(上級委報告書採択)	
ロシアの自動車廃車税制度 (DS463)	2013.7	—	—	協議中断 (2014年1月、措置是正)
ウクライナ自動車セーフガード措置 (DS468)	2013.10	2014.3	2015.7 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本産水産物等の輸入規制 (DS495)	2015.5	2015.9	2019.4 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認されず
ブラジルの内外差別的な税制恩典措置 (DS497)	2015.7	2015.9	2019.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本製空圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置 (DS504)	2016.3	2016.7	2019.9 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
インドの鉄鋼製品に係るセーフガード措置等 (DS518)	2016.12	2017.4		上級委審理中 (パネルは我が国の主張容認)
韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置 (DS553)	2018.6	2018.10		上級委審理中 (パネルは我が国の主張容認)
韓国の自国造船業に対する公的助成 (DS571) (DS594)	2018.11 2019.1			二国間協議中
インドによるICT製品の関税上の取扱い (DS584)	2019.5	2020.7		上級委審理中 (パネルは我が国の主張容認)
日本製ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング措置 (DS601)	2021.6	2021.9	2023.7 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認

(2) 我が国が被申立国となった紛争案件

案件名	申立国	協議要請	報告書採択	結論
酒税格差 (DS8, 10, 11)	EU, 米加	1995.6	1996.11 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
移動電話 (DS15)	EU	1995.8	—	二国間合意により終了 (1995.9)
著作隣接権 (DS28, 42)	米国 EU	1996.2	—	二国間合意により終了 (1997.1)
フィルム・印画紙市場に関する措置 (DS44)	米国	1996.6	1998.4 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
流通サービス措置 (大店法等、)	米国	1996.6	—	協議段階で実質的には終了

案件名	申立国	協議要請	報告書採択	結論
DS45)				
豚肉輸入に係る措置 (DS66)	EU	1997.1	—	協議段階で実質的には終了
運輸多目的衛星用衛星航法補強システム調達 (DS73)	EU	1997.3	—	二国間合意により終了 (1997.7)
リンゴ等農産品に係る輸入検疫 (DS76)	米国	1997.4	1999.3 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
皮革に係る関税割当制度及び補助金 (DS147)	EU	1998.10	—	協議段階で実質的には終了
リンゴの輸入に係る措置 (DS245)	米国	2002.3	2003.12 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
のりの輸入割当 (DS323)	韓国	2004.12	2006.2.6 (案件の経緯のみ記載したパネル報告書を採択)	二国間合意により終了
韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置 (DS336)	韓国	2006.3	2008.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張が一部容認されず
韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置 (DS336) (履行確認パネル)	韓国	2008.9 (履行確認パネル設置)	—	パネル手続停止期間が12か月を超えたため、パネル消滅 (2010.3)
韓国向け輸出管理の運用見直し (DS590)	韓国	2019.9	—	韓国の要請により終了 (2023.3)

(3) 我が国が現在第三国参加しているパネル設置に至った紛争案件 (実質的に終了した案件¹を除く)

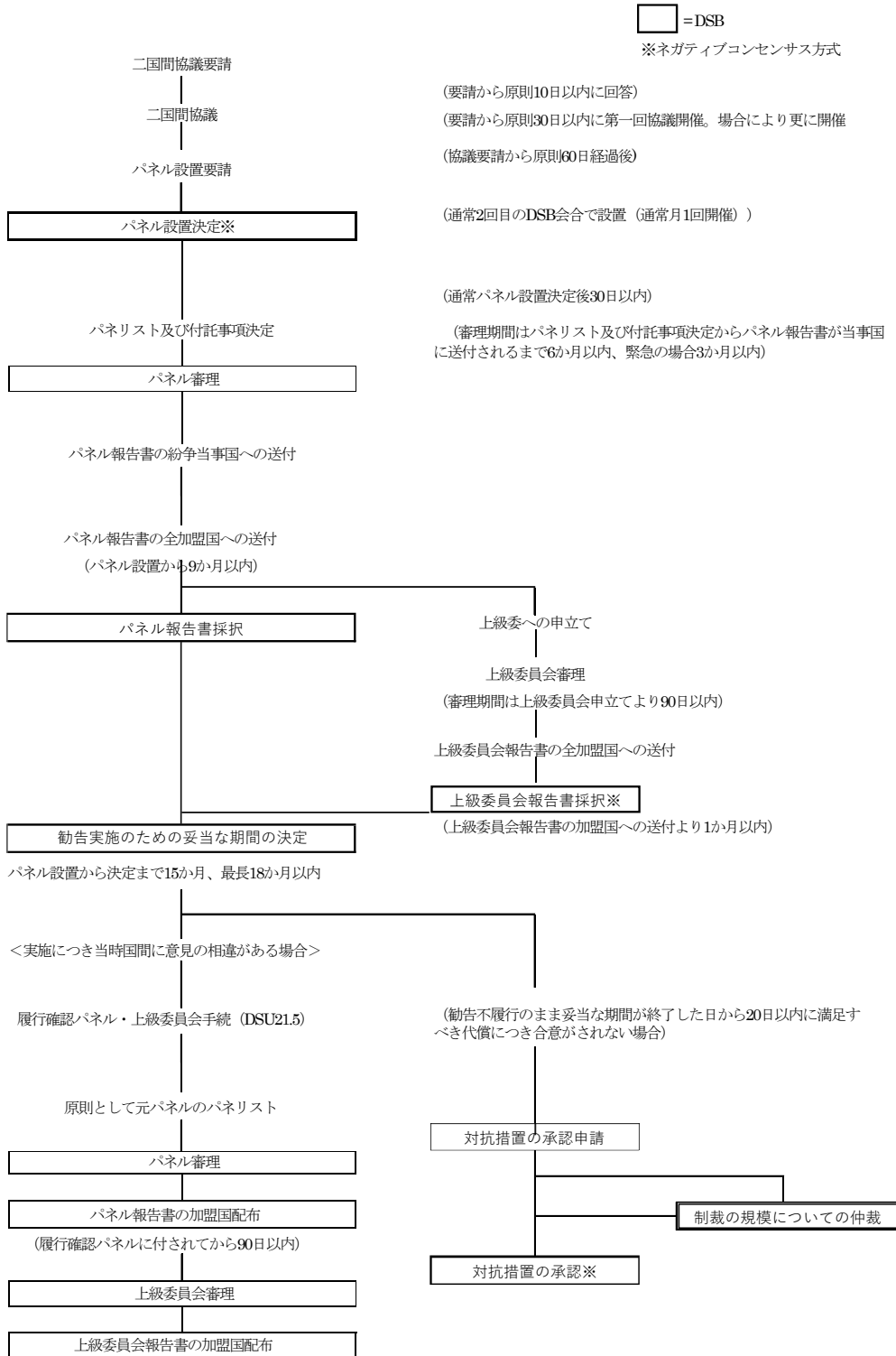
案件名	申立国	審理段階
EUの大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS316)	米国	上級委審理中 (第2次履行確認)
EUのエネルギー政策 (DS476)	ロシア	上級委審理中
インドネシアの鶏肉輸入規制 (DS484)	ブラジル	上級委審理中 (履行確認)
EUの価格調整手法及びロシア産品に対するアンチ・ダンピング措置 (DS494)	ロシア	上級委審理中
中国の農業生産者に対する助成措置 (DS511)	米国	履行確認手続中
米国のトルコ製パイプ・管に対する相殺関税措置 (DS523)	トルコ	上級委審理中
米国のカナダ産軟材に対する相殺関税措置 (DS533)	カナダ	上級委審理中

¹ パネル設置されたがパネル構成に至らないまま5年以上経過した案件

案件名	申立国	審理段階
米国のカナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置 (DS534)	カナダ	上級委審理中
パキスタンのアラブ首長国連邦からのプロピレン二軸配向フィルムに対するアンチ・ダンピング措置 (DS538)	UAE	上級委審理中
米国のアンチ・ダンピング及び相殺措置及び入手可能な事実 (DS539)	韓国	上級委審理中
米国の通商法301条に基づく措置 (DS543)	中国	上級委審理中
米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS544)	中国	上級委審理中
米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS552)	ノルウェー	上級委審理中
米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS556)	スイス	上級委審理中
米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS564)	トルコ	上級委審理中
中国の通商拡大法 232 条措置に対するリバランス措置(DS558)	米国	上級委審理中
トルコの通商拡大法 232 条措置に対するリバランス措置 (DS561)	米国	上級委審理中
米国の太陽光電池製品に対するセーフガード措置 (DS562)	中国	上級委審理中
ロシアの通商拡大法 232 条措置に対するリバランス措置 (DS566)	米国	パネル審理中
モロッコのチュニジア産学習書に関する措置 (DS578)	チュニジア	上級委審理中
インドの砂糖及びサトウキビに関する措置 (DS579)	ブラジル	上級委審理中
インドの砂糖及びサトウキビに関する措置 (DS580)	豪州	上級委審理中
インドの砂糖及びサトウキビに関する措置 (DS581)	グアテマラ	上級委審理中
インドの情報通信技術分野の特定の製品に関する措置 (DS582)	EU	上級委審理中
インドの情報通信技術分野の特定の製品に関する措置 (DS588)	台湾	パネル採択延期
インドネシアの原材料に関する措置 (DS592)	EU	上級委審理中
米国の原産地要求について (DS597)	香港	上級委審理中
ドミニカの波形鋼板に対するアンチ・ダンピング措置 (DS605)	コスタリカ	上級委審理中
EUの南アフリカ産柑橘類の輸入に関する措置 (DS613)	南アフリカ	パネル設置済
EUのインドネシア産ステンレス鋼製品に対する相殺関税およびアンチ・ダンピング関税 (DS616)	インドネシア	上級委審理中
米国のアルゼンチン産油井管に対するアンチ・ダンピング措置 (DS617)	アルゼンチン	パネル採択延期
EUのインドネシア産バイオディーゼルに対する相殺関税措置 (DS618)	インドネシア	上級委審理中
EUのインドネシア産脂肪酸に対するアンチ・ダンピング措置 (DS622)	インドネシア	パネル審理中
米国のインフレ抑制法 (IRA) について (DS623)	中国	上級委審理中
EUの南アフリカ産柑橘類の輸入に関する措置 (DS624)	南アフリカ	パネル設置済
カナダの中国産品 (EV、鉄鋼等) に対する措置 (DS627)	中国	パネル設置済
トルコの中国製電気自動車等に対する措置 (DS629)	中国	パネル審理中
EUの中国産EVに対する相殺関税措置 (DS630)	中国	パネル審理中
中国の標準必須特許に関するグローバルライセンス条件 (DS632)	EU	パネル設置済
中国のカナダ産キャノーラ油及び水産物・豚肉追加関税措置 (DS636)	カナダ	パネル設置済
インドの電気自動車等再生エネルギー関連措置 (DS642)	中国	パネル設置済

(2026年3月現在)

<図表 II-17-1 >DSUにおける紛争解決手続の流れ



□ = DSB

※ネガティブコンセンサス方式

<図表 II-17-2 >WTO 紛争解決手続における過去の対抗措置承認申請（一部抜粋）

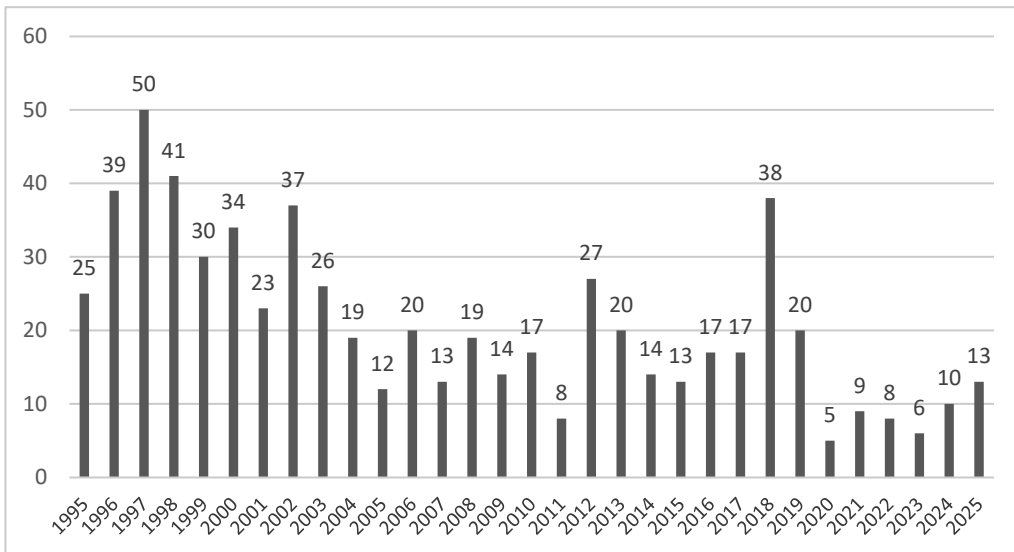
案件名	22条2項 (対抗措置の承認申請)	22条6項 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
豪州—鮭 (DS18 : カナダ)	総額年間4,500万加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—ホルモン牛肉 (DS26 : 米国)	総額年間 2 億 200 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間 1 億 1680 万米ドルの対抗措置が承認された。	アメリカは 1999 年 7 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—ホルモン牛肉 (DS48 (26 と 合併) : カナダ)	総額年間 7,500 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	カナダに総額年間 1,130 万加ドルの対抗措置が承認された。	カナダは 1999 年 8 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—バナナ (DS27 : 米国)	総額年間 5 億 2,000 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間 1 億 9,140 万米ドルの対抗措置が承認された。	米国は 1999 年 4 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。2001 年 4 月に米・EU が本紛争解決の手段について合意したことを受け、同年 7 月に米は対抗措置を撤廃。
EC—バナナ (DS27 : エクアドル)	総額年間 4 億 5,000 万米ドルの対抗措置を申請。(GATS、TRIPS の一部義務停止)	エクアドルに総額年間 2 億 160 万米ドルの対抗措置が承認された。	未発動
ブラジル—航空機 (DS46 : カナダ)	①GATT第6条の一部義務停止 ②繊維協定上の一部義務停止 ③輸入許可手続協定上の一部義務停止 ④追加関税付加 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) 上記による総額年間 7 億加ドルの対抗措置を申請。	カナダに総額年間 3 億 4,420 万加ドルの対抗措置が承認された。	未発動
カナダ—乳製品 (DS103 : 米国)	総額年間 3,500 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
カナダ—乳製品 (DS113 (103 と 合併) : NZ)	総額年間 3,500 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—

案件名	22条2項 (対抗措置の承認申請)	22条6項 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国—FSC (DS108 : EC)	総額年間 40 億 4,300 万米ドルの 対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用 を停止し、追加税を賦課)	ECに総額年間 40 億 4,300 万米ド ルの対抗措置が承認。	ECは 2004 年 3 月か ら 2005 年 1 月にか けて、アメリカから の輸入品に対して段 階的関税引き上げを 実施。2004 年 10 月、 米国は FSC税制を廃止
米国—1916 AD 法 (DS136 : EC)	mirror act 制定	裁判所の最終判決又は和解に基 づく EC 企業が支払う累積金 額。	未発動 (2004 年 12 月、米 国は 1916 AD 法を廃 止)
米国—1916 AD 法 (DS162 : 日 本)	mirror act 制定	仲裁判断なし。 (中断されたまま 1916 AD 法廃 止)	—
米国—著作権法 110 条 (DS160 : EC)	総額年間 122 万ユーロの対抗措 置を申請。(TRIPS 協定に基 づく義務を停止し、国境における 特別費付加)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成 立)	—
日本—りんご (DS245 : 米 国)	①追加関税付加 (GATT1994 に 基づく譲許その他の義務の適用 を停止し、追加税を賦課) ② SPS 協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止 上記による 1 億 4,340 万米ドルの 対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成 立)	—
米国—軟材 IV (DS257 : カ ナダ)	総額年間 2 億加ドルの対抗措置 を申請。(GATT1994 に基づく 譲許その他の義務の適用を停 止。(過剰徴税額)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成 立)	—
米国—軟材 V (DS264 : カ ナダ)	総額年間 4 億加ドルの対抗措置 を申請。(GATT1994 に基づく 譲許その他の義務の適用を停 止。(ゼロイング過剰徴税額相 当)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成 立)	—

案件名	22条2項 (対抗措置の承認申請)	22条6項 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国—綿花 (DS267: ブラジル)	①総額年間10億3,700万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ただ、①だけでは効果的でないとして、②、③も要請。 ②知的財産権保護制限 ③GATS保護制限	ブラジルに総額年間2億9,500万米ドル(ただし、額は毎年変動)の対抗措置が承認。 ある年にブラジルがとることができる対抗措置の規模が、同年のブラジルにおける米国からの総輸入量に基づき計算される基準額を超える場合、超過額の範囲で、TRIPS協定及びGATS上の義務を停止することも可能。	未発動 (合意したプログラム実施中には対抗措置を発動しないことで二国間合意)
米国—OCTG (DS268: アルゼンチン)	総額年間4,400万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁手続は中断。 (ITCが米国のアルゼンチン産OCTGに対するAD措置のサンセット・レビューにより措置継続について否定的な決定をしたため)	—
米国—軟材VI (DS277: カナダ)	総額年間42億5,000万加ドルの追加関税付加。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—遺伝子組み換え (DS291: 米国)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止 上記による対抗措置を申請。 (義務の停止レベルは、ECの措置による米国の年間逸失利益相当額)	仲裁手続は中断。	—
米国—ゼロイング (DS322: 日本)	総額年間2億4,850万米ドルの追加関税付加。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁手続は終了(2012年2月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012年8月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—
米国—ゼロイング (EU) (DS294: EU)	総額年間約3億1,000万米ドルの追加関税付加(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁手続は終了。(2012年2月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012年6月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回)	—

案件名	22条2項 (対抗措置の承認申請)	22条6項 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
		し、仲裁申立てを取下げ)。	
EU—大型民間航空機 (DS316 : 米国)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② GATS 協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約 70 億から 100 億米ドルの対抗措置を申請。	米国に年間 74 億 9,662 万米ドル (ただし、額は毎年変動) の対抗措置が承認。	米国は 2019 年 10 月に、EU からの輸入品に対して追加税を賦課。
米国—大型民間航空機 (二次申立) (DS353 : EU)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② SCM 協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③ GATS 協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約 120 億米ドルの対抗措置を申請。	EUに総額年間 39 億 9,321 万米ドルの対抗措置が承認。	EU は 2020 年 11 月に米国からの輸入品に対して追加税を賦課
米国—クローブ入りたばこ (DS406 : インドネシア)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② TBT 協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③ 輸入ライセンス協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 上記による対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—相殺関税措置 (DS437 : 中国)	総額年間 24 億米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	中国に総額年間 6 億 4,512 万米ドルの対抗措置が承認された。	—
米国—スペイン産オリーブに対する AD 及び CVD 措置 (DS577 : EU)	年間約 3,500 万米ドル相当の対抗措置を申請。	EUに年間 1,364 万米ドルの対抗措置が承認された。	
EU—パーム油等に関する特定の措置 (DS593 : インドネシア)	GATT1994, GATS 及び TRIPS 協定のうち一つ又はそれ以上の分野における譲許及び義務停止として、年間約 28 億から 56 億米ドル相当の対抗措置を申請。	仲裁実施前 (2026 年 3 月 19 日の臨時 DSB 会合において、仲裁に付されることが決定)。	

<図表 II-17-3 > 紛争案件数の推移²



<図表 II-17-4 > 我が国の申立てによる GATT 時代の協議・パネル案件（一部例外）

(1) 協議³

対象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
輸入制限	イタリア	22 条 1 項	1960. 7		
キャブシャーシ (関税分類変更による 関税引上げ)	米国	22 条 1 項 23 条 1 項	1980. 8 1982. 4	1981. 7 1982. 11	パネル要請せず
VTR (輸入制限)	オーストリア	22 条 1 項	1981. 3	1981. 3 1981. 11	輸入制限は廃止
VTR (輸入制限)	EC (仏)	23 条 1 項	1982. 12	協議せず	仏は通関手続を正常化
半導体 (一方的措置)	米国	23 条 1 項	1987. 8	1987. 8	パネル要請せず
ポリアセタール樹脂 (AD 税の濫用)	韓国	ADコード15 条 2 項	1991. 9	1991. 10 1992. 5	米国が1991 年 10 月パ ネル提訴 1993 年 4 月パネル採択
支払済 AD 税のコスト 算入 (AD 税の濫用)	EC	ADコード15 条 2 項	1992. 4	1992. 10 1993. 4	新 AD 協定において当 該問題に関する規定が 明確化
米国写真フィルム・ 印画紙市場	米国	制限的商慣習に関 する協議について の1960年決定	1996. 10		1996年6月米側から右 決定に基づく協議要請 を受けた。これまでの ところ、日米双方の申 立てについて協議は実 施されていない。

² 紛争案件数は当該年に協議要請が行われた件数であって紛争番号の件数である。

³ パネルに移行した案件については下記 (2) を参照。

(2) パネル

事例	相手国	根拠条文	パネル設置	報告書配布	報告書採択	結論
補助金の定義に関する裁定（Zenith 事件）	米国	協議を経ずに作業部会設置	1977.5 （作業部会）	1977.6	1977.6	我が国の主張容認
ECの部品AD規制（AD税の濫用）	EC	23条2項	1988.10	1990.3	1990.5	我が国の主張容認
オーディオ・カセット（AD税の濫用）	EC	ADコード15条5項	1992.10	1995.4	採択されず	

<図表 II-17-5> 我が国が GATT 時代に提訴されたパネル案件

対象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 （上級委報告採択）	パネルの結論等
先進工業諸国の輸入制限（23条）	ウルグアイ	1962.2	1962.11	先進15か国が一次産品に課している制限のうち一部についてGATT違反を認定。
絹糸輸入制限	米国	1977.7	1978.5	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1979.1	1979.11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
皮革輸入制限	カナダ	1979.11	1980.11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
タバコ製品輸入制限	米国	1980.2	1981.6	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1983.4	1984.5	GATT 11条違反を認定。
革製履物輸入制限	米国	1985.7		二国間合意により終了。
農産物12品目輸入制限	米国	1986.10	1988.2	国家貿易にもGATT11条の適用を認め、同条違反を認定。
アルコール飲料に関する関税・内国税・ラベリング	EC	1987.2	1987.11	酒税制度のGATT 3条違反を認定。
半導体 第三国モニタリング措置等	EC	1987.4	1988.5	第三国モニタリング措置のGATT 11条違反を認定。
SPF加工材関税	カナダ	1988.3	1989.7	関税分類に関して広い裁量を認め、GATT 11条違反を否定。
牛肉・柑橘類の輸入制限	米国	1988.5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	豪州	1988.5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	NZ	1988.5		二国間合意により終了。



WTO上級委員会を巡る動向

1. 背景

WTOの上級委員会は、「小委員会（パネル）が取り扱った問題についての申立てを審理する」紛争解決機関（DSB）に設置された常設機関であり、「7人の者で構成するものとし、そのうちの3人が一の問題の委員を務める」とされている（DSU 17条1号）。しかし2017年6月以降、次々と上級委員が任期を終え、2019年12月には1名のみとなり、審理を行うことができない事態となった。その後2020年12月には、残る1名も任期を終え、上級委員はすべて空席となった。通常、上級委員の任期終了前に、次の委員の選考が行われるが、現在にいたるまで、DSBにおいて、選考プロセスを開始するためのコンセンサスが形成されていない。

2. 米国が指摘する上級委員会に関する問題点

米国は、2018年3月の“The President's Trade Policy Agenda”、2020年2月の“Report on the Appellate Body of the World Trade Organization”及び2025年3月の“World Trade Organization at Thirty report”等において、「最大の懸念は、パネル及び上級委員会が、WTO協定に定められた（加盟国の）権利・義務を加重・縮減していることである」等と述べた上で、懸念を示す具体例として、①90日期限の無視、②上級委員の任期後の業務の継続、③紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出、④上級委員会による加盟国の国内法の見直し審査、⑤上級委員会報告書を先例として取扱うべき旨の上級委員会の主張、⑥失効した措置、⑦WTOの他の機関の権限侵害、⑧協定解釈の排他的権限等を挙げた（詳細は2024年版486-487頁及び2025年版532頁参照）。

さらに米国は、第二次トランプ政権発足後初めてWTO改革に関する見解を表明した2025年12月の“On WTO Reform”¹においても、紛争解決手続は数年を要し、解決に至る前に国内雇用が回復不能な損害を受けてしまうため特定国の非市場的政策及び慣行に対して有効な手段となっていない、上級委員会は非市場経済の市場歪曲行為に対抗するための加盟国の能力を不適切に制限した、などと改めて主張した。

3. 各国の動き

(1) ウォーカー・プロセス

2019年1月より、ウォーカー NZ大使（DSB議長）がファシリテーターとなり、上級委員会の機能を改善するための解決策を模索し、上級委員会の機能停止を回避すべく、本件について加盟国らと協議する非公式会合を複数回開催した。

ウォーカー NZ大使は、同年10月、12月の一般理事会で、①90日期限、②上級委員会の検討範囲、③上級委員の任期後の業務の継続、④紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出、⑤先例的価値、⑥権限逸脱、⑦上級委員会と加盟国との対話等の事項を含む決議案を提案し、日本含む大多数の加盟国が賛同を示したが、米国が「上級委員会がなゼルールを逸脱してきたのか」、「ルールから逸脱しないことをどう担保するか」について議論がないとして支持せず、本改革案は採択されなかった（詳細は2024年版 不公正貿易報告書 487 - 488 頁参照）。

¹ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/WT/GC/W/984.pdf&Open=True>

(2) 第12回WTO閣僚会議（MC12）及び非公式プロセス

2022年4月、米国は、紛争解決制度改革（以下「DS改革」）について、WTO加盟国間で非公式に議論する場を立ち上げた。同プロセスでは、WTO加盟国が、DS改革に関する関心を特定し、合計で230以上の関心が特定された。

同年6月に開催された第12回WTO閣僚会議（MC12）では、米国を含むWTO加盟国は、「2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うこと」に合意した。

2023年2月には、上記のとおり特定された関心をベースとしつつ、より解決志向の議論に移行すべく、グアテマラ寿府公使（当時）のマルコ・モリナ氏をファシリテーターとする非公式な議論の場（以下「非公式プロセス」）が新たに立ち上がった。

2024年2月の特別一般理事会において、ファシリテーターは、これまでの非公式プロセスでの議論の結果をまとめた40頁以上にわたる統合テキスト（Consolidated Text）をDSBに報告した。同テキストは、紛争解決手続に関する条文テキストを閣僚会議決議案の形式で作成したものであったが、第13回WTO閣僚会議（MC13）で決議されることはなく、上記特別一般理事会におけるDSB議長とファシリテーターの報告の添付資料という形で公表された²。その内容は多様な論点（パネル手続やアクセシビリティ等）を含むものとなったが、上訴/レビューに関しては、各国の意見の懸隔からテキストの作成に至ることができず、作業中である旨の記載にとどまった（詳細は2025年版533-534頁参照）。

この統合テキストに対し、2024年2月、インド等の一部の国は、非公式プロセスで行き過ぎた変更が提案されているとの懸念を表明し、DS改革の公式な議論を直ちに開始することを求める文書³を提出した。

(3) 第13回WTO閣僚会議（MC13）及び公式プロセス

2024年2月に開催された第13回WTO閣僚会議（MC13）では、DS改革について、以下の内容の閣僚決定が発表された。

- ・2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うとの第12回WTO閣僚会議（MC12）での我々（※閣僚の意、以下同じ）のコミットメントを想起し、これまでに行われた作業に留意する。
- ・我々は、この作業を通じて得られた進捗を、我々のコミットメントを実現する価値ある貢献として認識する。我々は、我々の作業を前に進めるために役立つ加盟国からの全ての提出物を歓迎する。
- ・我々は、MC12で合意した2024年までの目標の達成に向けて、包摂的かつ透明な方法で議論を加速させること、これまでに既になされた進捗を土台とすること、そして上訴/レビューとアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことを事務方に指示する。

これを受け、2024年4月、全ての加盟国が参加できる包摂的かつ透明な方法での議論を実施すべく、モーリシャス寿府大使（当時）のウシャ・チャンドニー・ドゥワルカ＝カナバディ氏をファシリテーターとする公式な議論の場（以下「公式プロセス」）が立ち上がった。同年5月には、実務レベルの会合をとりまとめる共同議長を決定し、同年12月に至るまで、合計約170時間に及ぶ議論を行った。

しかし、特に上訴制度の根幹をなす重要論点（上訴機関の常設性、上訴の自動性、審査基準等）について加盟国間の意見の隔たりが大きかったために、2024年までの改革実現は果たされなかった。他方、公式プロセスでの議論の結果は2024年12月の一般理事会において一般理事会議長により報告されており、上訴/レビューとアクセシビリティそれぞれにつき、議論が収斂しつつある論点について条文テキストのドラフトが作成され、収斂が見られない論点については各メンバーの意見をまとめたテーブル表が作成された⁴（詳細は2025年版不公正貿易報告書535-536頁参照）。

² <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/GC/385.pdf&Open=True>

³ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/DSB/8.pdf&Open=True>

⁴ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/GCDSR/5.pdf&Open=True>

当該報告においては、2025年以降の議論の進め方は一般理事会議長が各加盟国と個別にコンサルテーションを行い検討していく予定とされていたが、米国の新政権発足もあり、下記の2026年3月の第14回WTO閣僚会議に至るまで、DS改革の議論は再開しない状態が続いた。

(4) 第14回WTO閣僚会議（MC14）

2026年3月に開催された第14回WTO閣僚会議（MC14）に際しては、直前の一般理事会において、WTO改革に関する閣僚声明案の一部（今後作業計画案）としてDS改革につき以下の言及をする旨の提案がなされていた。

- ・加盟国は、WTO紛争解決制度が完全にかつよく機能する状態にはなく、改革が必要であることを認識する。
 - ・加盟国は、MC14の後も、紛争解決機関（DSB）のもとでDS改革に関する協議を継続することに合意する。
- しかし、MC14では一部の国の反対によりWTO改革に関する閣僚声明案の採択には至らず、同年5月に行われる次のWTO一般理事会での決定を目指すことが合意されるにとどまった。

4. 上級委員会の機能停止意向の各加盟国の対応について

(1) 空上訴及び各加盟国の紛争解決制度の利用状況

2019年12月10日に上級委員会の委員が1名のみとなり審理を行うことができなくなってから、2026年3月末までの間、合計29の紛争案件において機能停止中の上級委員会への上訴が申し立てられた（以下「空上訴」という）⁵。また、2019年12月10日より前に上訴された紛争案件についても、その後上級委員会が機能停止したことにより上訴手続が終了していないものが7件存在する。

このような状況下、2015年から2019年の5年間と2020年から2024年の5年間で比較すると、概要以下のようにより、各加盟国の紛争解決制度に関する対応にも変化が生じている（詳細は2025年版536頁参照）。

- ・協議要請件数及びパネル設置件数は大きく減少している。
- ・一方で、和解等⁶による紛争解決の件数はむしろ増加し、パネル報告書の採択件数も減少はしているが一定数は存在している。

加えて、2015年から2019年の間にはなかった新たな動きとして、2022年にはDSU25条仲裁が2件実施され仲裁判断が発出されたところ、2025年7月には新たに1件のMPIA上訴仲裁判断が発出された（後述するMPIA又はMPIA準拠の上訴仲裁）。

以上のような事実は、上級委員会の機能停止中においてもなお、各加盟国が、紛争解決制度を利用しながら最終的に紛争を解決するよう模索していることの一つの表れとも解しうる。⁷

(2) 多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）

①概要・経緯

EU等の一部の加盟国は、2020年4月に、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（Multi-Party Interim Appeal

⁵ なお、2025年になされた空上訴のうち2件は、インドネシアが申立国、EUが被申立国となった各案件（DS616のEU-インドネシア製ステンレス鋼製品に対するAD措置及び相殺関税措置、及びDS618のEU-インドネシア産バイオディーゼルに対する相殺関税措置）で、EUが空上訴を行ったものである。これに対し、インドネシアはDSB会合等においてEUを批判したが、EUは上訴通知書及びDSB会合等において、インドネシアに対して繰り返しMPIA参加又はアドホックな上訴仲裁の実施を勧奨したものの、インドネシアがこれに応じなかったため、やむを得ず上訴したものである旨主張した。

⁶ 本コラムにおいて「和解等」とは、相互に合意された解決（Mutually agreed solutions）、取下げ及び終了並びにパネルの設置根拠の失効（DSU第12条12）のことをいう。

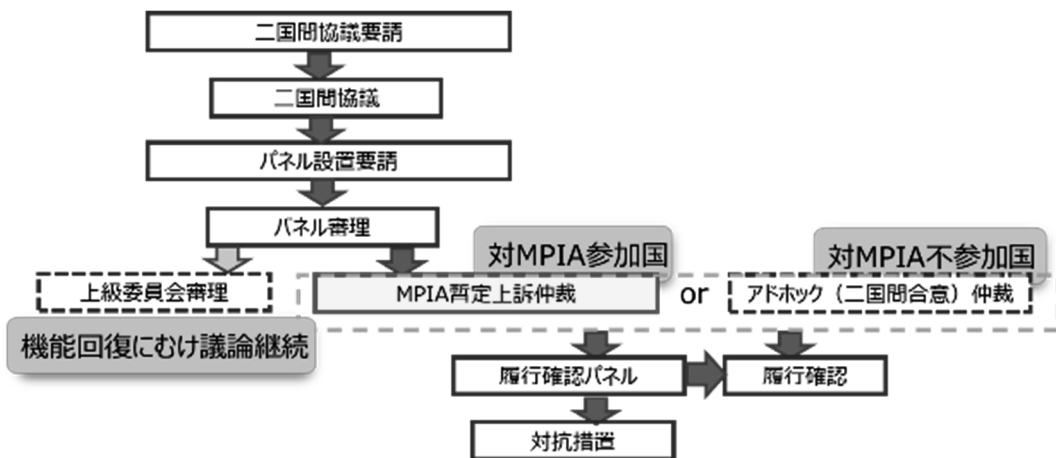
⁷ なお、これらのほか、上訴後に上級委員会が機能停止した案件（DS371のタイータバコ事件）や空上訴がなされた案件（DS578のモロッコ-学校学習用書籍に対するAD措置事件）において、ADRとしてDSB議長が関与する形での当事国間協議が行われた等の新たな動きもある。両案件の詳細な経緯については、小林友彦「WTO紛争処理制度における非拘束的な代替的紛争解決（ADR）手続の機能—GATT期の実行に注目して—」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」令和6年第1号（通巻第155号、2024年2月）191頁以下も参照されたい。

Arbitration Arrangement、MPIA)を立ち上げ、DSBに通報した。MPIAは、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、参加国・地域間の紛争について、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定めた紳士協定である。なお、参加国・地域間の紛争については、個別の事案ごとに、仲裁合意を結び、DSBに通報する必要がある。

2026年3月末時点の参加国・地域数は以下のとおり34(EU加盟国を含むと61)となっており、第14回WTO閣僚会議の前に複数の参加が相次ぐなど、拡大傾向にある。

日本、豪、バルバドス(2026年3月参加)、ベナン、ブラジル、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、リヒテンシュタイン(2026年3月参加)、マカオ、マレーシア(2025年5月参加)、メキシコ、モルドバ(2026年3月参加)、モンテネグロ、NZ、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、パラグアイ(2025年5月参加)、ペルー、フィリピン、シンガポール、スイス、ウクライナ、英国(2025年6月参加)、ウルグアイ及びベトナム(2025年10月参加)

<図表 II-17-6> 上級委員会機能停止下の紛争処理手続の流れ



②MPIA 仲裁人団

MPIAでは、参加国・地域間で予め10名の仲裁人を選任したうえで(仲裁人団)、個別案件ごとに担当する仲裁人3名を当該仲裁人団からランダムで選任している。

当初の仲裁人団10名はMPIA立ち上げから間もない2020年8月に選任されており⁸、この仲裁人団の構成は2年ごとに部分的に再構成する予定とされていた⁹。しかし、MPIA仲裁の実例に乏しかった2022年7月時点では再構成手続の実施は見送られ¹⁰、そこからさらに2年後の2024年7月に、部分的再構成手続を2025年3月から5月にかけて実施することが決定された¹¹。これを受け仲裁人団のうち半数の5名を対象とする再構成手続が行われ、その結果2025年6月から、日本の荒木一郎横浜国立大学名誉教授を含む新たな仲裁人団が発足することとなった(下記表も参照)¹²。

⁸ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/DSB/1A12S5.pdf&Open=True>

⁹ MPIA立ち上げ時のDSB通報文書(<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/DSB/1A12.pdf&Open=True>)のAnnex 2、パラグラフ5

¹⁰ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/DSB/1A12S8.pdf&Open=True>

¹¹ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/DSB/1A12S11.pdf&Open=True>

¹² <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/JOBS/DSB/1A12S14.pdf&Open=True>

＜図表 II-17-7＞

当初の仲裁人団	2025年6月からの仲裁人団
マテオ・ディエゴ・エルナンデス氏（メキシコ）	（同左：再構成対象外で留任）
トマル・コティエ氏（スイス）	（同左：再構成対象外で留任）
アレハンドロ・ハラ氏（チリ）	（同左：再構成対象外で留任）
ジュースト・パウリン氏（ベルギー）	（同左：再構成対象外で留任）
グオホア・ヤン氏（中国）	（同左：再構成対象外で留任）
ロックニー・スー氏（シンガポール）	（同左：再構成対象となったが再任）
ホセ・アルフレド・リマ氏（ブラジル）	アナ・T・カエタノ氏（ブラジル）
ペネロープ・リディングス氏（NZ）	ポール・オコナー氏（豪州）
バレリー・ヒューズ氏（カナダ）	エステバン・B・コネホス氏（フィリピン）
クラウディア・オロスコ氏（コロンビア）	荒木一郎氏（日本）

③MPIAの活用状況

2026年3月末までに、MPIA 仲裁又は MPIA に準拠した仲裁を利用する旨について両当事国が合意した案件は、16件存在する。うち6件は和解等¹³により手続が終了し、4件はパネル報告書が確定、3件はパネル手続係属中であるところ、3件は以下のとおり上訴仲裁が行われ仲裁判断が発出された。

まず、DSU 25条に基づく仲裁手続が上訴プロセスとして利用された初めての事案である DS583（トルコ医薬品の生産・輸入・販売に関する措置）では、90日以内の期限を遵守するための提出書面の語数制限等の対応がなされた¹³。

初の MPIA 仲裁案件である DS591（コロンビアーベルギー等産冷凍フライドポテト AD 措置）でも、DS583と同様の提出書面の語数制限等のほか、口頭弁論前に仲裁廷の関心事項を明確化する試みとして初めてプレ・ヒアリング（バーチャル形式）が実施され、上訴通知後90日以内に仲裁判断発出に至った¹⁴。その判断内容に関しては、AD 協定第17.6条(ii)第2文に関する判示が含まれており、具体的には、裁定者（パネル、仲裁廷等）は AD 事案において調査当局の裁量を尊重する必要がある、協定解釈についてはまず AD 措置国の主張する解釈が（裁定者の考える解釈と異なるとしても）許容されるか否かから検討を開始する必要があるとして、同条項の適用余地を広げう一般論を述べた。2023年1月の DSB 会合¹⁵において、敗訴した被申立国のコロンビアは、当該仲裁廷の実体的な判断の一部を批判したものの、90日以内の制限を遵守した手続合理化や、上述の AD 協定第17.6条に関する判示については肯定的な意見を述べ、仲裁判断を履行する旨表明した。同 DSB 会合では紛争当事国ではない国も多く意見を述べており、多数の MPIA 参加国・地域が上訴仲裁を通じた紛争解決を歓迎しその有用性を指摘したほか、米国も AD 協定第17.6条に関する判示は説得的なものである旨肯定的な意見を述べたが、ロシアは当該判示を同条の解釈として誤りであると批判した。同案件（DS591）はその後、コロンビアが「仲裁判断で指摘された点を是正した」と主張し再度 AD 措置を賦課したのに対し、EU が当該再措置も AD 協定に整合しないと主張し履行確認手続を開始したところ、2025年10月の履行確認パネル報告書で当該再措置も AD 協定不整合であると判断され、当該報告書は翌月の DSB 会合で採択に至った。

2件目の MPIA 仲裁案件となった DS611（中国一禁訴令）においても、提出書面の語数制限やプレ・ヒアリング等による手続合理化が行われ、90日以内に仲裁判断が発出された。その判断内容には、TRIPS 協定1条1項が定める「協定を実施する」義務には、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能を阻害しない義務を含むと解釈したうえで中国の禁訴令は当該義務に違反すると認定した

¹³ なお、当該仲裁判断の内容については、宮岡邦生「トルコ医薬品 LCR」2022年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf）を参照。

¹⁴ なお、当該仲裁判断の内容については、岩月直樹「コロンビアー冷凍フライドポテトに対する AD 措置」2023年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/6_DS591.pdf）を参照。

¹⁵ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DSB/M475.pdf&Open=True>

ことが含まれるところ¹⁶、2025年9月のDSB会合¹⁷において、敗訴した被申立国の中国は、仲裁廷の当該認定等を批判しながらも、仲裁判断そのものは履行する意思を表明した。紛争当事国以外の国の発言としては、同月のDSB会合では、複数のMPIA参加国・地域が上訴仲裁を通じた紛争解決を歓迎しその有用性を指摘したのみであった。しかし、2025年12月のDSB会合¹⁸において、インドネシアが（DS611仲裁判断の上記解釈を念頭に）近時の経験から上訴仲裁には協定に明記されていない義務を導出してしまうシステミックな懸念があるとの批判を行い、これを受けて米国も、当該解釈は協定の文言から逸脱する解釈であり、米国が従前から指摘してきたWTO紛争解決手続の問題点と同様の問題を生じさせていると批判した。同会合では、トルコ、ロシア及び南アフリカといった国から、（MPIAを念頭に）いかなる暫定的な手段も上級委員会の代替となるものではない旨の意見も表明された。

④仲裁合意後に上訴仲裁を経ず紛争解決に至った事例

上述のとおり、MPIA仲裁又はMPIAに準拠した仲裁を利用する旨について両当事国が合意した案件16件のうち、10件（うち6件は和解等⁶、4件はパネル報告書が確定）は、上訴仲裁を経ることなく紛争解決に至っている。

例えば、日本が申立国、中国が被申立国であったDS601（中国・日本製ステンレス製品に対するAD措置。第I部第1章「中国」の「アンチ・ダンピング（AD）措置」参照）では、2021年9月のパネル設置から約1年半後の2023年3月に日本がMPIA参加し、同年4月に当事国間で仲裁合意がなされた後、同年6月に中国の措置のWTO協定違反を認定するパネル報告書が発出された。その後中国は、上訴仲裁を申し立てることなく同年7月のパネル報告書採択に応じ、最終的に2024年7月には該当措置を撤廃した。このように当該案件は、MPIA仲裁合意及びパネル手続での勝訴が、紛争解決のために重要な機能を果たしたことを示している。¹⁹

他国の事例においても、紛争解決制度の利用及び上訴仲裁合意が紛争解決に繋がった事案は複数存在する（詳細は2025年版538頁参照）。

このように、協議要請やパネル設置それ自体が、措置国への一定の圧力になり、措置是正に寄与し得ることや、上訴仲裁を実際には実施しない場合であっても、仲裁合意を行うこと自体が、紛争解決に至るための機能を果たすことがあると考えられる。

⑤第14回WTO閣僚会議（MC14）

2026年3月に開催された第14回WTO閣僚会議（MC14）では、MPIAに関して、MPIA参加国・地域の閣僚等及びボンゴ・オコンジョ＝イウェアラWTO事務局長が参加するサイドイベントが開催された。当該イベントにおいて、MPIA参加国・地域の閣僚等は、最優先課題であるWTO紛争解決制度改革の実現に向けた決意を再確認しつつ、改革実現までの間も拘束力のある紛争解決制度を通じて多角的貿易体制に安定性と予見可能性を提供するMPIAの意義を確認し、近時の新規参加国・地域を歓迎するとともに、未参加国・地域に参加を呼びかける旨の共同声明を発出した²⁰。

5. 日本としての取組

日本としては、米国の懸念に手当てするため、上級委員会の判断について、「（事実認定ではなく）法的問題のみを扱うことの確認」、「加盟国の権利・義務に変更を加えないことの確認」、「先例拘束性は認められないことの確認」等を内容とする提案を、2019年5月に豪州・チリと共同で提出した。ウォーカー大使の改革案（上

¹⁶ なお、当該仲裁判断の内容については、宮岡邦生「中国一禁訴令」2025年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（●）を参照。

¹⁷ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/WT/DSB/M505.pdf&Open=True>

¹⁸ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/WT/DSB/M508.pdf&Open=True>

¹⁹ なお、第I部第1章「中国」の「アンチ・ダンピング（AD）措置」にも記載のとおり、中国によるAD措置の対象には日本産のほかEU、インドネシア及び韓国の各国産のステンレス製品も含まれていたが、2024年7月のサンセット・レビューの対象から除外され措置が撤廃されたのは、日本産のステンレス製品のみであった。

²⁰ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/WT/MIN/26/30.pdf&Open=True>

記3.(1)は、日本・豪州・チリの共同提案を含む加盟国から出された合計12の提案等を踏まえて作成されたものである。

その後、2022年6月の第12回閣僚会議（MC12）で合意した目標（「2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うこと」）には、日本政府としてもコミットし、同年4月に開始した米国主導の議論及び2023年2月に立ち上がった非公式プロセスに、日本も参加し、様々な発言や提案を行うなど議論に貢献してきた。

2024年2月の第13回閣僚会議（MC13）では、上月経産副大臣（当時）より、これまでに得られた進展を今後の議論の基礎としつつ、2024年までの紛争解決機能の回復に向け、二審制の扱いを含む残存論点の決着に向けて取り組む必要があること、紛争解決機能が完全に回復するまでの間、迅速に終局的な紛争解決に向けた努力をするという政治的意思が重要であることを発言した。同年4月に立ち上がった公式プロセスにおいても、日本は参加し、引き続き議論に貢献してきた。

同時に、紛争解決機能回復までの間の暫定措置として、2023年3月10日には、日本政府としてMPIA参加する旨を閣議了解し、DSBに通報した。上述のとおり、その後同年4月に仲裁合意がなされたDS601では、パネル報告書の採択及び対象措置の撤廃が実現し、日本の懸念が解消される形での紛争解決に至っている。

6. 今後の課題

WTO紛争解決手続は、個別の紛争案件の解決を通じ、多角的自由貿易体制を支える、WTOの中心的な柱の一つであり、最終審にあたる上級委員会について、審理に必要な定員を下回るというWTOルールが想定していなかった事態となった。

パネルの判断は、上訴された場合、上訴審理が終了するまで採択することができないため（DSU16条4項参照）、パネルで敗訴した国は上訴することで、紛争解決機関による是正勧告を阻むことができ、終局的な紛争解決が実現されなくなる。

上級委員会の機能の早期回復、紛争解決制度の本来の機能の発揮に向けて、全ての加盟国が積極的に、解決に向けた議論に参加する必要がある。日本もまた、これまでも提案を出すなど、積極的に議論を行ってきたところであり、今後もWTO紛争解決制度の改革に向けた努力を続け、解決の糸口を模索すべく引き続き貢献していくべきである。また、紛争解決機能が回復するまでの間の暫定的な対応として、MPIA参加国・地域の拡大に努めるとともに、DSUに定められた様々な手段（MPIA仲裁及びアドホックなDSU25条仲裁の他、和解等⁶）を目指した協議、パネル報告書の採択等）を活用して、個々の紛争を解決するよう努力していくことが重要である。